

小学校6年生までの児童を養育している方に児童手当が支給されます

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給されます。(所得制限あり)

◆支給額

* 0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当

第1・2子 月額 10,000円
第3子 月額 10,000円

* 3歳以上から小学校修了前の児童の養育者に対する児童手当

第1・2子 月額 5,000円
第3子 月額 10,000円

◆支払時期

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。



問 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班
☎84-4907(内線2164)



民生児童委員の『ハッピーメッセージ』事業

新生児を対象に、民生児童委員が子どもの名前の印鑑と、メッセージカードを持って伺います。



乳幼児福祉医療(マル福)の申請について

お子さんの医療費のうち、0歳から6歳の誕生日を迎えた日以後の3月31日までの保険診療自己負担分を助成します。

◆対象者 1歳～小学校入学前の児童
自己負担なし(町助成)
0歳児・父及び母が町民税非課税
自己負担なし(県・町助成)

◆申請場所 六郷・仙南庁舎総合サービス課、
千畑庁舎福祉保健課

◆必要なもの

- ・お子さんの健康保険証
- ・印鑑
- ・転入などで、町で所得が確認できない場合は、前の住所地から所得証明書を取り寄せていただきます。両親の所得証明書が必要です。

問 役場(千畑庁舎)福祉保健課 医療保険班
☎0187(84)4907(内線2174・2175)

0歳児の保護者の方へ「乳児養育支援金」を支給します

町では、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、満1歳未満児の乳児を持つ保護者の方へ乳児養育支援金を支給します。(平成20年度は県の支援制度を町単独で拡大し、全部の満1歳未満の乳児を支援対象としています。)

◆対象者 満1歳未満の乳児を持つ保護者の方

◆支給額 月額 10,000円

◆支給期間 誕生月から1歳誕生日の前月までの最長12ヶ月間
(転入、転出などで支給されない場合があります。)

◆申請方法 役場六郷・仙南庁舎総合サービス課、住民生活課窓口で申請してください。

問 役場(なかよし園内)幼児教育課 幼児総務班 ☎0187(85)3117(内線2422)



子どもに関する悩みについて ・・・ひとりで悩まないで・・・

育児不安・健康・虐待・いじめ・不登校・非行・性格/行動など、悩んでいることをお気軽にご相談ください。解決のお手伝いをします。

- 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班・健康対策班
☎0187(84)4907(内線2164・2173)
- 南福祉事務所 家庭相談室
☎0182(32)3294
- 南児童相談所
☎0182(32)0500
- 夜間・休日の緊急相談窓口
美郷町役場 ☎0187(84)1111
中央児童相談所 ☎018(862)7311



★巡回児童相談の日程(大仙市 仙北地域福祉環境部で実施)
南児童相談所により、県内各地区巡回して相談に応じております。

受付窓口が福祉保健課福祉班となっております。相談したい場合はご連絡ください。

日程 5月23日、6月12日、6月26日、7月10日、7月24日、
8月22日、9月12日、9月26日、10月10日、10月24日、
11月14日、11月28日、12月12日、1月16日、1月30日、
2月13日、3月6日

時間 9:00～、10:30～、13:00～、14:30～

DV(ドメスティック・バイオレンス)は ゆるしません!

配偶者からの暴力で悩んでいるかたは、下記までご相談ください。

DVは、直接的に暴力を受ける女性だけでなく、その子供たちにも深刻な影響を及ぼします。子の虐待につながります。

- 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班
☎0187(84)4907(内線2164)
- 女性相談所
☎018(835)9052
- 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班
☎0187(84)4907(内線2164・2165)



「親子でクッキング」に参加しませんか

児童福祉週間にちなみ、親子交流事業として『親子でクッキング』を六郷保健センターで行います。(詳しくは、P20「もとだて児童館へおいでよ!」のコーナーをご覧ください。)

親子ご一緒にの参加をお待ちしています!クッキングでのふれあいを通じてお子様の成長を感じてみましょう。



こんな制度もあります

児童扶養手当制度

離婚や死亡などにより父親がいない家庭や、病気・ケガのため身体や精神に障害がある父親を持つ家庭で、18歳に達した日以後の最初の3月31日まで(身体や精神に障害のある児童の場合は20歳未満)の児童を養育している母親または、母親に代わって養育している方に手当が支給されます。

特別児童扶養手当制度

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を養育する父母、又は父母に代わってその児童を養育している人に対して、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

ただし、児童が福祉施設等に入所している場合や、障害を理由に公的年金を受けることができる場合は支給されません。

詳しくは 役場(千畑庁舎) 福祉保健課 福祉班
☎0187(84)4907(内線2164)

子育て支援者連絡会は

町担当者の他、町内子育てボランティア団体「うさちゃん」、読み聞かせグループ、母親クラブなどを交えて定期的に開催しています。

子育て支援ガイドを作成するにあたり、秋田県南NPOセンターのご協力で、行政とは違った視点のアドバイスなどをいただきました。

今後も子育て支援者の交流を深め、より良いサポートを目指します。



あなたも子育てボランティアを始めませんか? 子育て応援講習会

子育て応援講習会が3月22日、もとだて児童館で行われました。秋田県南NPOセンターのパタン亜紀子さん、大仙市子育てサポーターズマイル代表千葉奈美子さん(大仙市)、「秋田子ども緊急サポートセンター」佐々木寿一さんを講師に迎え、子育て支援について意見交換などを行いました。



◀町で活動している「うさちゃん」や「母親クラブ」、子育てサポーター修了生など約20名が参加しました。